

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和6年11月12日（火）13時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の文書訓告について
- ・「いじめ予防のための動画教材」を活用した授業を先行実施します

質疑事項

- ・教職員の文書訓告について
- ・「いじめ予防のための動画教材」を活用した授業を先行実施します
- ・木本高等学校野球部監督に対する処分について
- ・教員処遇改善における財務省案について
- ・令和5年度 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

発表項目

○ 教職員の文書訓告について

本日、教職員の文書訓告の措置を1件行いました。これは体罰の事案でございます。子どもたちや保護者の皆様そして県民の皆様の、公教育への信頼を損なうことになりましたことを深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、概要等を説明させていただきます。文書訓告を行った年月日は本日11月12日であります。まず具体的な事案の説明に入ります前に、念のため、今回の文書訓告という措置について、簡単に説明させていただきます。この文書訓告というのはいわゆる懲戒処分ではありません。職員が非違行為を行った場合、私どもの対応というのは大きく7段階あります。重い順に、免職、停職、減給、戒告。ここまでが懲戒処分です。その下に、文書訓告、文書厳重注意、口頭厳重注意と続きます。我々はその下の3つを措置と言います。懲戒処分は、いわゆる制裁を加える趣旨のもので、任命権者が行うこととされていますので、小中学校の教員も県立学校の教員も、任命権者は三重県教育委員会ですので、この場で私が発表させていただくこととなります。しかし、その下の文書訓告以下の措置に当たるものは、いわゆる注意喚起という趣旨で行うものでございますので制裁ではありません。これらは服務監督者が行うとされており、小中学校の教員に関しては、市教育委員会、町教育委員会で行いますし、県立学校は、県教委の方で発表させていただきます。先日、四日市市教育委員会が小学校教員の文書訓告を発表しましたが、そういう仕切りによるものでございます。かつて教育委員会では、懲戒処分に至った事案のみ公表していましたが、県民の皆さんからご意見をいただく中で、令和2年1月からは、文書訓告等につきましても、児童生徒

が安全安心な学校生活を送る上で支障となる恐れのある事案につきましては、公表することに方針を転換いたしました。ただ、文書訓告等は、制裁が目的ではありませんので、事案の概要を中心に公表いたしまして、校種、職名、年代までの公表とさせていただきます。一定のご理解よろしく申し上げます。

それでは、具体的事案の説明をさせていただきます。県立高等学校の教諭 30 代を文書訓告といたしました。この者は、令和 6 年 9 月 6 日、学級担任として、第 1 学年男子生徒 1 名の問題行動に係る聴取を行っていた際、当該生徒の反省の様子が不十分であったことに腹を立てまして、履いていたスリッパを床にたたきつけ、左足の裏で椅子に座っていた当該生徒の右胸あたりを 1 回押すように蹴り、右手の指先で左頬を 1 回叩きました。少し補足します。教諭が腹を立てた生徒の反省の様子についてですけれども、今回の生徒の問題行動というのが、他の生徒にも影響が及ぶものであったにもかかわらず、生徒の反省が口先だけの謝罪であり、深く反省していないと感じられるものであった、こういうところに腹が立ったようです。これに加えて、教員はこれまでの自分の指導の不甲斐なさにも思い至って、生徒に指導していく中で、少し興奮してしまったということがございます。なお生徒にけがはありません。その後も休むことなく、学校生活を送っています。今後の対応につきましては、まず全県立学校に事案を共有するとともに、生徒から聴取する際は 1 対 1 で対応しないこと等を改めて周知徹底いたします。それから、10 月 22 日には、体罰、不適切な言動を未然に防止することを目的とした部活動指導者スキルアップ研修を実施したところであります。現在、各学校において、研修会を受講した教職員が講師となりまして、研修会の内容を還流報告するとともに、体罰等によらない指導方法等について討議を行っているところです。また、体罰、不適切な言動に係る研修動画を新たに作成しまして、県立学校のすべての教職員に視聴させることとしています。

○ 「いじめ予防のための動画教材」を活用した授業を先行実施します

県教育委員会では、今年度新たに、三重弁護士会と協力しまして、「いじめ予防授業の動画教材」を作成いたしました。この教材を活用した授業を先行実施いたします。この動画教材を作成する趣旨について配付資料の記述だけでは不十分かもしれませんので、少し説明を加えて申し上げますと、これまでも、小学校 5・6 年生を対象に、弁護士によるいじめ予防授業を実施してまいりました。しかし、活動いただく弁護士の人数の関係で、実施できる学校に限りがありました。そこで動画教材を作成しまして、これを用いて、教員がいじめ予防授業を行うことで、すべての小学校にこの取組を広げていこうとするものであります。この動画を活用しまして、いじめ予防授業の先行実施を行うのは、令和 6 年 12 月 18 日水曜日、場所は津市立白塚小学校になります。この授業は報道機関のみに公開の予定です。また、授業実施後、小学生と教職員にアンケートを行いまして、さらなる授業改善につなげていければと思っています。この動画をちょっとだけご覧いただければと思います。

(生徒指導課 説明)

それでは、いじめ予防動画教材のイメージを見ていただきたいと思います。

「皆さんこんにちは。私は、三重弁護士会の弁護士、白山雄一郎といます。今日は皆さんに、いじめについて考えてもらうためのお話をします。まず、いじめについてお話をする前に、皆さんは、弁護士はどんな仕事をしているかを知っていますか。」

このように、導入部分では、弁護士が登場して、画面を通じて子どもたちに話しかけます。ここでは、弁護士は人権を守ることが仕事であることや、いじめが人権を侵害するということについて学習します。次に、日常の子どもたちの何気ない様子をアニメーションで表現しています。本日は静止画になっておりますが、実際には吹き出しや、動きのあるアニメーションとなっております。これはドッジボールのチーム分けのシーンで何気ない言葉がいじめにつながることを、それぞれの立場で考えます。これがそのシーンとなります。

Q1：AさんがBさんに同じチームになりたくないと言いました。その時のBさんの気持ちを考えます。

Q2：Aさんから逃げてばかりだと言われたCさんの気持ちを考えます。

このように、相手の気持ちを考えることが、思いやりにつながることを気づかせます。

次に、目に見えない心の状態をコップに例え、嫌な気持ちを水に例えています。人それぞれ、コップの大きさが違うことに触れるとともに、前向きな声かけにより、水が減ることも伝えます。このように溢れそうな水が、誰にでも減らすことができ、勇気を持って声をかけることで、助けられる友達がいるということに気づかせます。

発表項目に関する質疑

○ 教職員の処分について

(質) 教諭の性別はいかがでしょう。

(答 教職員課) 方針としましては、公表はできないものになっております。

(質) その理由についてはいかがでしょうか。

(答) 公表の基準というものを我々は定めていまして、もともと公表対象ではなかったものを、令和2年1月から公表対象にしたときに、校種、そして年齢、職名を公表すると決めてあるものでございまして、これまでもそういう方針で行っております。

(質) 性別ぐらいは公表できるように改めたらいかがかなと思いますけど、いかがですかね。

(答) ご意見として賜りたいと思います。

(質) 場所ですけど。現場はどちらですか。場所が書いてないですね。

(答 教職員課) 学校内での行為ということです。

(質) 例えば職員室とか、教室とか。

(答 教職員課) 教室ではなくて、職員が在席する部屋の中で、聴き取りを行っていたという形で、生徒たちがいる場面ではなく、職員が在席している部屋。

(答) 高校にはいろいろな部屋がありますので、教職員がいる部屋が、そのうちの1つでござ

ざいます。

(質) 職員室というわけではない。

(答) 職員室の1つですね。

(質) なんて言うのかな。場所にはこの生徒と教諭の2人だけだったということですか。

(答) 2人だけの場です。

(質) 時間はどうですかね。放課後とか、休み時間中とか。

(答 教職員課) この日は、授業の時間を聴き取りにちょっと充てて、やっていたというふうに聞いています。

(質) この生徒だけはちょっと授業受けないような形で、個別で。

(答) はい。

(質) どこまで言えるのかと思うのですが、問題行動に係る聴き取りというのはどのようなものだったのでしょうか。

(答) 問題行動の種類は、生徒のプライバシーなので、こちらではちょっと申し上げられませんが、いわゆる問題行動というのは、例えば、いじめとか万引きとか、喫煙とかいろんなものがございます、それに類するものの聴き取りということがございます。

(質) 聴き取りを行っていたとありますが、例えばどのようなことを尋ねていたのですか。

(答) 反省の弁とか、そういうことを聴き取っていたということですね。

(答 教職員課) ここにも書かせていただきましたとおり、教諭は学級担任をしておりまして、通常、問題行動とかがありましたら、高等学校には生徒指導部という部署がありまして、そこが聴き取ることになるのですが、教諭自身は担任としても、改めて事案の内容であるとか、そういったことを聴き取っていたということになります。

(質) 事案の事実関係を聴き取っていたのですか。

(答 教職員課) そうですね。事実関係であったりとか反省の度合いであったりとか、そういったことを聴き取っていました。

(質) 履いていたスリッパを床にたたきつけ、というのは、これ教諭自身が履いていたスリッパ、自分のスリッパということになりますか。

(答) そうです。

(質) 1回押すように蹴り、とありますが、これはどのような部分で蹴った、足で蹴ったということなのですか。

(答 教職員課) 左足の裏側で。

(答) 押すように、突き出すように蹴ったということです。

(質) そうすると、現場の感じでいくと、教諭も座っていたという感じになるのですか。

(答 教職員課) 最初は座っていました。スリッパをたたきつけたときに、教諭自身は立ち上がっております。生徒自身は椅子に座ったままという状況です。

(質) 立ち上がった状態で、足の裏で、右胸あたりを押すように蹴ったと。これは1回とい

うことでいいのですね、書いてあるとおり。

(答) そうです。

(質) 右手の指先で左頬を1回叩きましたと。ここがちょっとわからないのですけども。

(答) 思いっきり叩いたのではなく、指先で叩いたという、そういうニュアンスですね。

(質) 当たったのではなくて、でも、意図的に叩いたということになるわけ。

(答) そのように判断しています。

(質) 発覚の経緯はどのようなことになっていますか。

(答) この事案が発生した後、生徒が別の教員へその日のうちに相談をしまして、その相談を受けた教員が教頭に報告をしまして、発覚しています。この当該教員も報告することを少し躊躇していたところがあって、全く無視を決め込んでいたわけではないのですけども、それよりも、別の教員から教頭に行くのが早かったという状況です。その日のうちに、共有されています。

(質) そうすると教諭自身は、時間の遅い早いはあれど、自ら報告したということなのか。

(答) 教諭自身が自ら報告していません。

(質) そうすると報告を躊躇していたというよりは、結果的には報告しなかったということなのではないですかね。

(答) 事実を捉えればそうです。

(質) 本人の説明としては、報告するつもりがなかったわけではなくて、躊躇していた、躊躇して報告しなかったということなのかもしれません。

(答 教職員課) 先ほど言われたとおりで、結果としては報告をしなかったということになると思います。ただ本人にこのことの確認をしたら、そのように回答をしております。

(質) あと、生徒にけがはございませんでしたかね。

(答) ないです。

(質) 教諭の説明ですけど、これ、学校が、校長が聴き取っているのですかね。教育委員会が聴き取っているのですかね、教諭には。

(答) 教諭には、県教育委員会が聴き取っています。

(質) これが体罰に当たると認識したからこそ躊躇していたわけですよね。報告はしようと思っていたという。

(答) そうです。

(質) 当然ですが、体罰とわかっていたということでもいいですかね。

(答) はい。

(質) なぜしてしまったのかという理由の部分は、どのように話していますか。

(答) 先ほどもちょっと申し上げましたけども、生徒に対して反省を促していたにもかかわらず、生徒の反省の度合いが自分の思ったような状況ではなかった。問題行動に関しても、他の生徒に迷惑をかけるものだったのですけれども、その辺りの重みをしっかり認

識していないように、当該教諭としては思ったということでございます。

(質) それは理由ではなくて。というのは、反省が十分でなかったら、じゃあ体罰をしているのかという話になりますから。

(答) 指導をしているうちに、だんだん興奮してきたということなのです。自分の今までの指導がうまくいってなかったようなことも、自らちょっと思い至ってきて、自分に腹が立つと同時に、生徒もなかなか反省しないということで、その中でこういうことをしてしまったということです。

(質) 自制が効かなかったというニュアンスなのですかね。この方、過去にも同様のことを起こしているとか。

(答) ないです。

(質) 念のための確認ですけど、例えば依願退職であったりとか、お休みになられているとか、そういったことは。

(答) 通常通り勤務しています。

(質) 概要の件に関しては、すべて教諭が認めていると、事実関係を認めているということによろしいでしょうか。

(答) そうです。

(質) 今回の体罰を行っていた描写をちょっと伺いたいのですが、相手の高校1年生の男子生徒さんが座っている状態で、胸を蹴られたと。それは転倒していないのですか。

(答 教職員課) 両者が椅子に座ってしまして、教員が立ったと。今記者の方も座られているような、キャスター付きの椅子に座っておりまして、蹴られた勢いで椅子が回転する、遠心力と同時に後ろ側に倒れるような形で手をついたという状況です。倒れたという形になります。

(質) 暴言とかそういったものは確認されているのでしょうか。

(答) 今回確認していません。

(質) この問題行動について、詳しくお話できないということだったのですが、要は素行に関する問題行動ということであれば大丈夫ですか。

(答) そうですね。

(質) この生徒の担任だったと。

(答) そうです。

(質) 担任にそのまま就いている状態。

(答) そうです。

(質) では、結構今も接する機会があるかなと思うのですが。

(答) そうですね。謝罪も済んでいて、受け入れられてもいますし、本人も反省しています、特にそれは問題として聞いてはいません。

(質) 事案概要のところ、最後指先で頬を叩いたと、これビンタとは言えないのですか。どのような意味合い、ニュアンスなのですか。

- (答 教職員課) こちらもビンタであるかということの確認はしました。ビンタであれば手の平という形なのかなと思うのですが、教諭によりますと、やっぱり強く手の平で叩くということが憚られたということで、本人は指先で叩くことを意図してやったと、加減したということをお話しています。
- (質) 男子生徒もそうやってビンタされたという認識はないのですか。
- (答 教職員課) 男子生徒は、驚いたということは言っていますので、詳細にどこの部分でどうやったかというところまでは、正確には覚えていないと。ただ叩かれたということは、男子生徒も認識はしております。
- (質) いきなり蹴られて、叩かれて、驚いているということですね。
- (答 教職員課) 結果として怒られたということと、そういう蹴られる、叩かれるという行為に対して驚いたというふうには言っています。
- (質) あとさっきの場所なのですが、原稿上の表現の問題で、これ職員室と言っちゃって別に問題ないですね。
- (答) 職員室と言うと、なんか大部屋の教員がいっぱいいる所のように感じるとは思いますが、高校にはいろんな詰所がありまして、そのうちの1つですので、職員室というちょっと語弊があると思います。
- (答 教職員課) 職員室と言うと多くの者がいるというニュアンスには伝わりますので。
- (答) 教官室かな。
- (答 教職員課) いろいろ準備室とかありますので。
- (答) 何人かの教諭が座っている場所です。
- (答 教職員課) よく学校現場では居室という言い方をします。教員の居室と。居る部屋というところで居室という言い方をします。
- (答) でも大きな意味の職員室です。大きな意味でいうと。高校には職員室と言われるものがたくさんあるのです。生徒指導室とか進路指導室とか、皆さんもひょっとしたらご経験あるかと思いますが。そういったものの1つです。
- (質) この居室にいたのは、ちょっと確認も含めて、生徒さんとこの先生の2人だけ。
- (答) この時はこの先生と生徒2人きりです。
- (質) では、誰も見てないということですね。
- (答) 誰も見ていません。
- (質) 教諭のコメントで、不適切な言動ということについてもお話したようですが、何が不適切な言動なのですか。
- (答) スリッパで床をたたいたというのが威圧的な言動にあたりますので、それが不適切な言動というふうに我々も解釈しています。
- (質) 蹴ったときの場面がちょっと想像しにくいのですが、これは机を挟んで対面していたというよりかは、何かデスクみたいなところにある、キャスター付きの椅子を2つ出してきて、向かい合って話していたようなイメージですか。

- (答) そうです。
- (質) 事案の発覚で、生徒が別の教諭に相談し、というのは、その日のうちに相談したのですか。
- (答) そうです。その日のうちです。
- (質) この教諭が教頭に報告したのもその日のうちですか。
- (答) そうです。
- (質) 授業中は授業をする時間であって、職員室で個別に聴き取りをする時間ではないようにも思いますけど、なんで授業中にこの子だけ聴き取ったのですかね。
- (答) 高校で問題行動を起こすと、聴き取りなんかを授業の時間に行うことがあります。謹慎なんかになると、一定授業を受けないでという場面もありますので、もう最近はそういうことが少なくなっているのですけども、授業中に聴き取るということは、ないことはないです。
- (質) 大体放課後だったような。
- (答 教職員課) 確認するタイミングにもよると思います。放課後に起これば、当然放課後にはやりますが。
- (質) ただこれ緊急を要して、このタイミングで聴き取っていたのですか。
- (答) 緊急というか、やっぱり早く指導したかったということだと思います。
- (質) そこらは適切なのですか。1対1でそれを聴き取るということであったり、授業中に呼び出したわけですね。一連の行為は適切だったとご認識されていますか。
- (答 教職員課) まず1対1というところがこういった事態を招いた。これ大きな職員室でやっていたら、こういったことにはならなかったので、まず1対1で対応したこと。よくわいせつの時にも言いますが、やっぱりそこは適切ではなかったというふうに認識しています。あと授業とどちらを優先すべきだという辺りは、ケースバイケースであるとは思いますが、一定やっぱり考慮していかないといけないことだと思います。
- (質) 聴き取りの方法については周知するか、検討するかして、1対1は極力避けるようにと。
- (答) 1対1での聴き取りは避けるようにしっかり周知していきたいと思います。
- (質) 1対1で対応しないということは、何かに定められている、明文化されていたりするものなのですか。
- (答 教職員課) わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの事案が、1対1であるとか、密室であるとか、自家用車に乗せる、この3つが、結局事案のきっかけになるケースが多いです。ですので、わいせつ、セクハラだけではなく、やっぱりこういった指導というのは避けるべきということは、折に触れて、こちらの方も注意喚起をしています。綱紀粛正の文書であるとか、そういったところで記しているところです。
- (質) あと、この当該生徒なのですけど、今は休むことなく出席しているということなのですけど、事案の後にちょっと休んだりとかいうこともなかったのですか。

- (答) これはないと承知しています。
- (質) 生徒の心に消えない傷を与えてしまいというふうなことがあるのですが、それは何か本人がそういうふうなお話をしているということなのですか。
- (答) 本人の話です。
- (質) 生徒は何て言っているのですか。
- (答 教職員課) 生徒は、問題行動という話なので、そのことについては「すみません」ということで、問題を起こしたこと自体は謝罪しています。びっくりしていたということについても、教員が怒る部分も生徒は一定理解を示しているというふう聞いております。
- (質) 教員はいつ謝罪したのですか。
- (答) 事案当日、生徒と保護者に対し謝罪しています。起こした当日です。
- (質) その時に生徒は口先だけの謝罪で反省の態度が見られないとは言っていませんでしたかね。
- (答) 謝罪したときですか。
- (質) これを読む限りでは申し訳ないけど、その生徒がどう謝罪したかはね。その時聴き取りに何を言っていたのかは、情報がないのでわからないけれど、少なくともこの教諭のコメントを見る限りでは、どちらが口先だけで謝罪したように見えるかと言ったら歴然のような気もしないのではないのだけれども、いかがですか。しっかりと謝罪をしていると、教職員課としては感じましたか。
- (答 教職員課) 私がその場面、立ち会ったわけではありませんのでわかりませんが、おっしゃられたところはあるかと思います。
- (質) おっしゃるところはあるのですか。いや、反省をしているかどうかという質問だったのですよね。
- (答 教職員課) 反省はしていると思います。
- (質) 反省が十分かどうかは微妙なところということですね。
- (答 教職員課) どこまで伝わったのかまでは私が計り知るところではありません。
- (答) 基本的に体罰をした教諭はすごく反省するところがありますので、十分反省していると思いますけどね。
- (質) いや、それが十分反省していたらこういう事案が毎回毎回発表されてということにもならないと思うし、まして、処分ではないということで、冒頭で自信をもって説明をいただきましたけど、社会一般的に言えばこんなものは処分だと。認識としては、それは罰ではないということもおっしゃるけれども、逆に言えば、これは何かに違反していませんか。この行為は何かの規約とかガイドラインとか、何をしてはならないという、何かに反したのですかね。
- (答 教職員課) 文部科学省が言っているように、当然体罰は駄目であると。そういうことを言っていますので。

(質) そういう話だとするならば、逆にこの文書訓告が処分でないとするならば、文科省の言う体罰に該当する行為をしたにもかかわらず、処分はないということになりますね。

(答) いえ、当然けがをしているとか、生徒本人に深い心の傷、その後ちょっと休むとか、そういう影響が多いとか、保護者の理解が全く得られないとか、謝罪が受け入れられないとか、いろんな事案があった場合は、処分にはならないということではなくて、処分をすることになろうかと思うのですけども。文書訓告というのは、処分に至らない3段階では一番重いものですので、一定重く捉えています。この辺りの判断が難しいですし、いろんなご意見があるとは思いますが、そもそも教育には毅然たる指導が必要な部分があって、教員もできるだけ、もちろん体罰は論外ですけども、積極的な生徒指導を行う必要がございます、その中でぎりぎりの対応を行う中で、加減を逸してしまうケースとか、どうしても体罰のそういう落とし穴に落ちてしまうことが間々あります。あまり厳しい処分、すぐ処分ということにしてしまうと、教育現場が萎縮してしまう可能性もございますので、一定慎重に、我々も事案の様子を見て判断させていただいています。

(質) 教育現場が萎縮してしまうといえども、この人、座っている生徒に足の裏で胸の付近を蹴ったわけですからね。それで考えると何か生徒が、保護者が許せば、けががなかったら、文書訓告なのかというのは、教育長ご自身でも何かこう思われることがあると思うのですけど。

(答) 難しい判断であり、最近の社会的な、こういう体罰事案に対する厳しい目からすると、しっかりと、今後とも、検討はしていくべき課題かなと思います。

(質) 関連してなのですけども、この7段階ある処分と措置の中で、文書訓告とした何か根拠とかはあるのですか。

(答) 我々としては今回、この教員は今まで体罰はしたことがない、つまり初めて。しかも、特段のけがには至っていないし、大きな影響は出ていないということで、謝罪も受け入れていただいているなどを勘案しまして、処分には至らない。これは過去からの事案とかとも照らし合わせまして判断しています。今申し上げたように初めてのケースで、けがをしていないという事案に関しては、こういう判断になることが多いです。

(質) 初めてであるかどうかとか、けがの有無とかが懲戒と措置をわけのですね。

(答) そうですね。ちょっと前に、菰野高校の野球部の監督の事案がありましたけれども、あれは2回目でしたので処分になっていますし、一定そういうことは勘案して、処分するのか、文書訓告するのかというのは判断しています。

○ 「いじめ予防のための動画教材」を活用した授業を先行実施します

(質) 白塚小学校が選ばれた理由というのは。

(答) これまでいじめ予防授業は実施されていないのですけど、いじめ予防にしっかりと取り組んでいただいているとか、動画コンクールみたいなこともしているのですけども、

それに応募していただいているという実績もあって選ばれています。

その他の項目に関する質疑

○ 木本高等学校野球部監督に対する処分について

(質) 先日の8日、日本学生野球協会が、都内で開いた審査室会議で、三重県の本本高校の監督に対して、10月10日から無期限の謹慎処分をするというふうに発表したのですが、今県教委としては、どの辺まで調査とかしているとかちょっと聞いてもいいですか。

(答) 調査中です。

(質) わかり次第。

(答) それなりの処分にするのか、それともまた文書訓告のような形にするのか、発表させていただきます。

(質) この事案に関しては、日本学生野球協会は窃盗という形で処分して、10月10日から指導についていないという形になっていると思うのですが、それは事実ですか。

(答) そうです。

(質) それ以上何か言えることはありますか。

(答) 今はまだ調査中ですので、詳しいことは、その時にまたしっかりと説明させていただきます。

(質) 今回の体罰もそうなのですが、こういった職員の不祥事が続いていることに関して、教育長としての見解を教えてください。

(答) こういう体罰なり不祥事が続くということは、公教育に対する皆さんの信頼を大きく損なうことになっていきますので、決してあってはならないと思っています。続いていますけれども、行為の種類はさまざまございまして、それぞれ防止する方策というのも変わってまいりますので、それぞれの事案に応じまして、再発防止を図ってまいりたいと思います。

(質) 本本高校の件で調べられているということですが、その具体的な発表はまだちょっとされないとと思うのですが、その先生は今勤務されているのですか。

(答 教職員課) 病気休暇で休んでいます。

(質) 監督だった男性は20代の教諭でよろしいですか。

(答) これは、ちょっと今はまだ。発表の時に質問していただくと助かるのですが。

(質) 病気休暇に入られたのと、あと指導を外れたのはいつになるのでしょうか。

(答 教職員課) 病気休暇は、10月22日から、指導を外れたのは10月10日です。

○ 教員処遇改善における財務省案について

(質) 昨日、財務省の諮問機関の財政審の方で、文科省の予算のあり方について議論があって、その中で公立学校の給与の議論も出たみたいなのですが、財務省独自案で10%

の引き上げということを主張したわけですがけれども、そもそも文科省の予算案は 13% としていたので、乖離があるのは事実かなというふうに思うのですがけれども、まずそこについて伺いたいです。

(答) まず文科省、財務省というのは抜きにして、大きく教職員の処遇改善案としては、教職調整額の引き上げなのか、それとも時間外勤務手当の支給なのかというところがございます。どちらの案が優れているかについては一長一短なので、私もどちらの方がいいというふうな意見は申し上げられません。ここからは財務省の案について申し上げますけれども、財務省の案は、時間外勤務手当の支給という面では、一定うなずけるところはあるのですが、上限が課されています。さらに、条件つきです。つまり、時間外が縮減されたらやりますという条件つきです。この上限つき、条件つきという 2 つの点で、私としては、ちょっと納得感に乏しいかなというふうには思います。働き方改革を完全に学校現場に押し付けたような形になっているように思いますので、この辺りは少し注視していかないといけないのかなというふうに思います。

(質) 引き上げの条件に働き方改革ということがあったのですがけれども、財務省は今後 5 年間で、残業時間を 20 時間以内に減らすよというふうな案を示しまして、文科省が反論しているということで、かなり厳しい状況だと思っておりますけど、やはり 20 時間というのはかなり無理がある数字でしょうか。

(答) 教員を増やしていただけるのならそれは可能かもしれないのですがけれども、現有戦力でという話になると違ってくるのかなとは思っています。昔と比べてかなり減らしてきているのですが、皆さんもご存じのように、一方でいじめが増えたり、不登校が増えたり、特別支援教育の対象の生徒が増えたり、外国人児童生徒が増えたり、教育現場の仕事がかなり増えている部分もありますので、今の戦力でこの時間外 20 時間を達成せよというのは、なかなか自分としては厳しいのではないかなというふうに思っています。時間外 45 時間でも、今どこの都道府県でもなかなか苦慮していますので、それをいきなり 20 時間ということを突きつけられると、かなりプレッシャーを感じてしまいますね。

(質) もう明確に反対されるということですか。

(答) よく議論を見ていきたいと思うのですがけれども、今のままなら文科省の方がいいのかなというふうに私は思っています。これは個人的な意見です。

○ 令和 5 年度 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

(質) 暴力行為の状況についてなのですが、小中学校の暴力行為として挙げられている加害児童の人数がかなり増えているような感じがするのですが、判断基準が以前に比べて大きくとらえるようになっているからということなのですか。

(答) 今おっしゃられたのは暴力行為の方ですね、いじめではなくて。

(質) そうです。

(答) 暴力行為は小学校の中でかなり増えているのですけれども、1つはコロナ禍での行動制限がなくなって、児童生徒同士の接触の機会が増えたというのが大きいのかなと思います。あと今おっしゃられましたけども、各学校でささいな暴力も見逃さず対応しているということも、1つの原因かなと思っています。その辺の合わせ技ではないかなと思います。

(質) いじめについても同じようなことですか。

(答) いじめは、間違いなく認知の仕方に変化がありまして、どんなささいなことも、昔なら喧嘩で片付けられたようなことも、いじめとして認知して、しっかりと解決を図っていかうということに進めていますので、それがどんどん浸透してきている結果であろうというふうに思っています。

(質) この暴力行為というのはいじめに含まれるのですか。

(答) いえ、別のものとしてカウントしています。いじめは、物理的、心理的な行為すべて含めまして、被害にあった子どもが辛い思いをしているのは全部いじめになりますので、暴力行為のような物理的なものだけではありません。

以上、14時14分終了